（事業報告書の作成）

十一条の二［略］

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　印刷局の目的及び業務内容

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

二　国の政策における印刷局の位置付け及び役割

三　年度目標の概要

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

［削る］

（事業報告書の作成）

第十一条の二［同上］

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　印刷局に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の印刷局の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに印刷局への出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

［削る］

五　事業計画の概要

六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績の適正な評価に資する情報

九　業務の成果及び当該業務に要した資源

十　予算及び決算の概要

十一　財務諸表の要約

十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三　内部統制の運用状況

十四　印刷局に関する基礎的な情報

［削る］

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

3　事業報告書には、通則法第三十五条の十に規定する事業計画に記載されたセグメント（印刷局を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　第九条、第十一条及び第十一条の二の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
別表第二の一の項の下欄の二に掲げる業種	別表第二の一の項の下欄の二に掲げる業種	一〇〇分の五〇

改正前

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
別表第二の一の項の下欄の二に掲げる業種	別表第二の一の項の下欄の二に掲げる業種	一〇〇分の四五